

「さくらんぼ県やまがた」観光魅力発信事業業務委託仕様書

1 目 的

令和7年度の「やまがたフルーツ150周年」を契機に、インフルエンサー等を活用して、「さくらんぼ県やまがた」のブランドイメージと「精神文化」や「美食・美酒・温泉」などの「第2次おもてなし山形県観光計画～beyond2020～」に掲げる各種ツーリズム(※)を組み合わせた訴求力の高い動画を制作し、首都圏の映画館やSNS等により本県観光の魅力を広く発信して県内外からの観光誘客を図ることを目的とする。

※ 各種ツーリズム

精神文化、歴史、美食・美酒・温泉、山岳・森林、産業、スポーツ、伝統文化、カルチャー（生活文化）など、「山形ならではの」魅力的な観光資源を活用したツーリズム。

<具体例>

- 精神文化ツーリズム
出羽百観音、出羽三山、本山慈恩寺、若松寺、山寺（立石寺）、最上川など
- 美食・美酒・温泉ツーリズム
フルーツ、ワイナリー、酒蔵、そば街道、温泉など
- 山岳・森林ツーリズム
やまがた百名山、トレッキング・カヤック、自転車など
- 産業ツーリズム
高品質なモノづくりの現場体験・見学など
- スポーツツーリズム
マラソン大会、W杯ジャンプ、プロスポーツ（サッカー、バスケットボール等）、居合など
- 伝統文化ツーリズム
民俗芸能・文化財（黒川能等）、ユネスコ無形文化遺産（新庄まつり等）など
- カルチャー（生活文化）ツーリズム
山形美術館、山形交響楽団、日本遺産（「出羽三山『生まれ変わりの旅』」等）、スノーカルチャー（雪国文化、雪の魅力等）など
- その他
ヘルスツーリズム（クアオルト等）や医療ツーリズム、インフラツーリズム、アニメツーリズムなど

2 期 間

令和7年4月1日（火）から令和7年9月30日（火）

3 提案上限額

3,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

4 業務内容

(1) 基本事項

本県が策定した「第2次おもてなし山形県観光計画～beyond2020～」を理解し、「さくらんぼ県やまがた」のブランドイメージを活用したインフルエンサー等による訴求力の高いCM動画や観光PR動画を制作のうえ、主に首都圏の映画館やSNS等で上映または公開する。制作する動画は、視聴者に対して「やまがたフルーツ150周年」や「さくらんぼ」の魅力を分かりやすく伝えたとともに、本県への旅行意欲を掻き立て足を運ぶきっかけになるものとする。

(2) インフルエンサー等の選定及び調整

「やまがたフルーツ150周年」や「さくらんぼ」と本県観光の魅力を、県幹部職員との掛け合いにより効果的に発信できるインフルエンサー等を選定し、書面により出演の許諾を得ること。

(3) 観光PR動画及びサムネイルの制作

動画の制作にあたり、受注者は企画立案、動画構成、必要に応じて台本作成、演出、出演者交渉・スケジュール調整、素材作成、映像取材、撮影、編集、収録、BGM音響制作、著作権などの処理等の業務の一切を行うこと。動画は、以下の条件を考慮して制作すること。

- ① 動画のコンセプトは、「さくらんぼ県やまがた」への旅行意欲を掻き立てるものとし、「さくらんぼ狩り」と「美食・美酒」「温泉」「自然」「精神文化」など本県の観光資源を効果的に組み合わせた観光PR動画を制作すること。BGM等の音楽素材や必要に応じて特殊撮影（超高精細映像、ドローンの使用、タイムラプス撮影等）を活用し、視聴者の聴覚や視覚に訴える工夫を施すこと。
- ② 動画の制作本数及び再生時間は次のとおりとする。
 - ア 映画館CM上映用動画：1本（15秒）
 - ・本県「さくらんぼ」の魅力を発信する動画
 - ・出演者：インフルエンサー等と県幹部職員の出演を想定しているが、インフルエンサー等の出演については企画提案によるものとする
 - イ SNS等配信用動画：1本（10分以上の動画、分割配信可）
 - ・「温室さくらんぼ狩り（4月）」と観光資源を組み合わせた動画
 - ・出演者：インフルエンサー等、県幹部職員（さくらんぼ園での出演のみ）
 - ウ SNS等配信用動画のサムネイル：1つ
 - エ 県事業等上映用動画：1本（3分程）
 - ・「やまがたフルーツ150周年」の魅力を紹介する動画
 - ・出演者：県幹部職員
 - ・紹介原稿は県が用意する
 - オ 県事業等上映用動画のサムネイル：1つ
- ③ 制作物は、ターゲットや情報発信メディアに合った内容とし、各メディアで取り上げてもらえるように話題性を高める工夫をすること。また、想定する用途に応じた適

切な解像度、アスペクト比により制作すること。

- ④ 動画制作の提案にあたっては、新たに撮影することを原則とする。ただし、実施時期により撮影困難なシーン（イベント関連動画等）を活用する必要がある場合は、発注者と協議の上、既存の動画データ等を使用することを認めるものとする。その場合、権利関係の許諾手続きは受注者において行うこと。なお、発注者からの素材提供は行わない。
- ⑤ 動画の制作にあたり、企画立案や動画構成、撮影スケジュール、撮影、編集など、完成までに適宜発注者に確認のうえ承認を得ること。また、修正等の指示を受けること。

（４）動画の配信及び広報

- ① 上記（３）②アで制作したＣＭ動画は、首都圏の映画館で、ゴールデンウィーク公開映画に合わせて２週間上映すること。上映映画館数は企画提案による。
- ② 上記（３）②イで制作した動画は、YouTube等のインフルエンサー自身のチャンネルにおいて、速やかに無料で公開すること。公開期間は企画提案による。より効果的な情報発信メディアがある場合は、受注者から提案することも可とする。
- ③ 可能な限り、インフルエンサー等のＳＮＳなどを活用して、広報を行うこと。
- ④ 上記（３）②エで制作した動画は、県等が開催する「やまがたフルーツ１５０周年」イベント会場や県アンテナショップ等で県が上映する。

（５）効果測定業務

- ① 上記（３）②アで制作した動画について、ＣＭ上映映画の入込数を報告すること。
- ② 上記（３）②イで制作した動画について、以下の内容を報告すること。
動画再生数推移、男女別視聴割合、年代別視聴割合

（６）実施スケジュール（予定）

時期	内容
４月上旬	・「温室さくらんぼ狩り」と観光資源を組み合わせた動画の撮影 さくらんぼ畑での撮影は、４／４（金）午後、４／５（土）時間未定、 ４／７（月）午後のいずれかの日で調整すること。
５月上旬まで	・首都圏の映画館でＣＭ上映開始
５月末日まで	・県事業等上映用動画納品
６月５日まで	・ＳＮＳ等配信用動画の編集、公開、広報
９月末日まで	・効果測定、報告書提出、業務委託終了

５ 業務実施計画書の提出

- （１）受注者は、契約締結後、速やかに本委託業務の実施計画（実施体制、事業内容、スケジュール等）を作成し、発注者に提出する。また、計画を変更しようとする場合には、速やかに発注者の承認を受けること。
- （２）受注者は、本業務を指揮する業務実施責任者を配置する。同責任者はやむを得ない場

合を除き、業務が完了するまでの間に変更しない。

6 成果品の納品及び部数

受注者は、本業務完了後、速やかに業務完了に係る次の書類を提出すること。

ただし、下記（３）（４）のDVD及びサムネイルは令和７年５月上旬まで納品すること。

- （１）業務完了報告書：２部
- （２）成果品等：業務実施状況に関する報告書２部
 - ・実施内容
 - ・事業の総括（本仕様書４（５）の効果測定結果を含む）
 - ・その他報告において必要な事項等
- （３）県事業等上映用動画のDVD：３枚（リージョンコード：ALL）
 - ・PCで再生可能な形式とすること。
 - ・画面比率は16：9とし、動画はフルハイビジョン（1920×1080px）以上とする。
- （４）県事業等上映用動画のサムネイル
 - ・ハイビジョン（1280×720px）かつ2MB以内とする。

7 特記事項

- （１）受注者は、善良なる管理者の注意をもって処理し、その事業目的を達成するために効率的に運営すること。
- （２）本委託業務の遂行のために必要となる一切の経費及び諸手続きは受注者において負担すること。ただし、県幹部職員の出演に係る出演料や交通費は不要とする。
- （３）本仕様書４（３）②ア～ウの成果品に係る著作権は受注者に帰属するものとするが、本業務以外での使用及び第三者への譲渡はしてはならない。ただし、あらかじめ書面により山形県の承認を得た場合は、この限りでない。

また、同仕様書４（３）②エオの成果品に係る著作権は山形県に帰属するものとし、受注者は同仕様書６（３）の成果品の引き渡し時に山形県に著作権を無償譲渡すること。山形県は当該成果品をSNSや放送番組等のあらゆる媒体、手段、方法等により自由に使用（公開、放送等）することができるものとする。
- （４）成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- （５）第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受注者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- （６）受注者は、従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。
- （７）受注者は、委託業務期間中はもとより委託業務期間終了後も、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関し、知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- （８）受注者は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、県個人情報保護条例（平成12年10月13日山形県条例第62号）を遵守しなければ

ばならない。

- (9) 当該業務を行うにあたり、第三者との間に著作権、肖像権等の各種権利に関する紛争が生じないように受注者が責任を持って調整すること。
- (10) 受注者は、事故や運営上の課題などが発生した場合は、速やかに発注者に報告すること。
- (11) 受注者は、この事業に係る苦情等について、責任を持って対応するものとする。

8 その他

- (1) 事務局や関係者と連絡を密にしながら業務を遂行するものとし、必要に応じて随時打合せを行う。
- (2) 別紙「企画提案書に必要な記載事項」及び「『さくらんぼ県やまがた』観光魅力発信事業企画提案審査評価基準」を考慮すること。原則として、「企画提案書に必要な記載事項」の順序に記載すること。順序を変更する場合は、対応する「記載事項（目次）」を明記すること。費用積算内訳書については、「動画等制作費」、「効果測定レポート費」など、項目ごとに別立てで計上し、積算すること。
- (3) 仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者との協議により決定する。協議の成立が困難な場合は、発注者側の解釈による。
- (4) 委託業務に係る関係書類は、委託事業終了後5年間保存すること。